

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 8 編 86 の 6-1 86 の 6-2	第 8 編 86 の 6-1 86 の 6-2	「清酒の製法品質表示基準」の一部改正に伴い、所要の整備を行うとともに、複合表示の明確化を行った。